

平成27年勝浦町マラソン議会（8月会議）会議録第1日目

1 招集年月日 平成27年8月18日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 8月18日 午前9時29分 議長 国清一治

散会 8月18日 午前11時28分 議長 国清一治

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	仙才守	2番	松下一一
3番	美馬友子	4番	麻植秀樹
5番	松田貴志	6番	籾公一
7番	国清一治	8番	森本守
9番	井出美智子	10番	大西一司

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

2番	松下一一	8番	森本守
----	------	----	-----

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	中田丑五郎	副町長	福田輝記
教育長	椎野和幸	税務課長	松本重幸
産業交流課長	野上武典		

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 久木喜仁

1 議事日程（第1号）

開議宣告

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第4 発議第2号 安全保障関連法案の廃案を求める意見書について

日程第5 町民の声に対する質問

日程第6 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1 から日程第6 まで

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時29分 開議

○議長（国清一治君） 皆さんおはようございます。

ただいまから平成27年勝浦町マラソン議会8月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第1，諸般の報告を議題といたします。

会議等への出席状況を報告いたします。

7月19日，上勝町で開催された上勝町制60周年記念式典に私が出席しました。

7月22日，美波町で開催された議員研修に議員全員が出席しました。

7月28日，勝浦町図書館2階視聴覚室で開催された勝浦町地域ぐるみの学校支援協
議会に美馬議員が出席しました。

7月31日，徳島市で開催された町村議会議長会定例会に大西議員と私が出席しまし
た。

8月11日，小松島市で開催された小松島市外三町村衛生組合議会に，大西議員，松
田議員と私が出席しました。

8月17日，阿南市で開催された徳島県南部地区四国横断自動車道建設促進期成同盟
に私が出席しました。

次に，法第121条第1項の規定により，説明者として出席を求めたのは中田町長，
福田副町長，椎野教育長ほか関係各課長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に，日程第2，会議録署名議員の指名を議題といたしま  
す。

会議録署名議員は，会議規則第128条の規定により，議長において指名をいたしま  
す。

平成27年勝浦町マラソン議会8月会議における会議録署名議員は，2番松下議員，  
8番森本議員の両名といたします。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に，日程第3，議会運営委員会所管事務調査報告を議題と

いたします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

美馬議会運営委員長。

○議会運営委員長（美馬友子君） それでは、報告させていただきます。

8月11日に議会運営委員会を開きましたので、協議結果を報告いたします。

会議日程であります、本日1日を予定といたしますので、ご協力をお願いいたします。

以上、報告といたします。

○議長（国清一治君） ただいまの議会運営委員長の報告に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、日程第4、発議第2号、安全保障関連法案の廃案を求める意見書についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

この第一読会は、会議規則第53条により、状況によっては私からも質疑をいたしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

発議第2号について井出議員から説明をお願いいたします。

井出議員。

○9番（井出美智子君） 発議第2号、安全保障関連法案の廃案を求める意見書について。

このことについて、勝浦町議会会議規則第11条第1項の規定により提出する。平成27年8月18日提出。提出者、勝浦町議会議員井出美智子。賛成者、森本守、美馬友子、仙才守。勝浦町議会議長国清一治殿。

安全保障関連法案の廃案を求める意見書。

勝浦町議会は、「憲法解釈による集団的自衛権行使容認の閣議決定に抗議する意見

書」を2014年8月に提出した。これは、「集団的自衛権行使容認は憲法第9条の文言からは導き得ない解釈である。これが、歴代政府の見解であった。政府が、そのような解釈に基づいて権力を行使することは、憲法秩序の破壊であり、憲法によって国家権力を制限するという近代的立憲主義の否定であって、憲法改定手続によらない第9条の変更は絶対に許されない。」ということであった。

しかし、安倍内閣は7月16日、衆議院で安全保障関連法案を強行採決した。

審議は、参議院に移されたが、首相みずから「まだ国民の理解が進んでいる状況ではない」と認めており、世論調査では国民の8割が「説明が不十分」となっている。このような中での強行採決は許されない。

政府は、戦後一貫して「海外での武力行使は許されない」と明言してきた。憲法9条の解釈を180度変え、海外で武力が使えるようになる安全保障関連法案の撤回・廃案を強く求め、意見書を提出する。平成27年8月18日。徳島県勝浦町議会。提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、内閣官房長官、復興大臣、内閣府特命担当大臣。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（国清一治君） 提出者の説明は終わりました。

これより発議第2号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番松田議員。

○5番（松田貴志君） 提出者に対して質問をいたします。

昨年8月に、勝浦町議会として集団的自衛権行使容認の閣議決定に抗議する意見書を提出しております。この間、国会において衆議院で審議され、可決され、現在参議院に送られている現状の中で、新たに廃案を求める意見書を提出するに至った経緯、以前の抗議する意見書からどのような部分が現状として変わってきたので、今回提出することになったのかの説明と、もう一点、私自身、戦争を起こすべきではないし、戦争で人の命が失われることは、絶対あってはならないと思っております。そういった中で、今回のこの意見書の文言、しっかりと読んで見るに当たって、もちろん賛成、賛同できる部分もありますし、しかしながらこれからのこの日本をしっかりと守

っていく。国土、国民を守っていく中において、現在国で行われている議論をずっと見てくるに当たって、今回の意見書の部分で違和感を覚えた部分もあります。

そこで、この文言で2点ほど、強行採決という文言がありますが、国会議員というのは国民に選ばれた議員であります。その議員が、衆議院で委員会、特別委員会で議論をし、また衆議院の本会議で可決するに当たって、その国民に選ばれた議員が議論をする中で結論を導き出して可決したことに対して強行採決という文言を使っておりますが、私どもも勝浦町民に選ばれた議員であります。民主主義の一角を担う立場としても、この強行採決という部分にすごく違和感があります。この点について、どのようなことが強行採決と思われるのか、これにつきましてもお答えいただきたいと思えます。

○議長（国清一治君） 9番。

○9番（井出美智子君） 2点ほどお尋ねだったと思えます。

1年前の意見書を出しているのに、なぜもう一度この意見書を提出するのかというお尋ねでございますが、この点についてお答えいたします。

安倍首相は、国民の命と平和な暮らしを守るための法案と言っておりますが、閣議決定された法案は10本ございます。自衛隊法改正、PKO法改正、周辺事態法改正、船舶検査活動法改定、事態対処法改定、米軍行動関連措置法改定、特定公共施設利用法改定、海上輸送規制法改定、捕虜取扱法改定、国家安全保障会議設置法改定、国際平和支援法、これは海外派兵恒久法のことですが、この閣議決定した実質11法案を、この1国会で通そうとしております。形の上では、2本になっておりますが、2本というのは10本を一括して国際平和支援法と平和安全法制整備法10本を一括の法案としているわけです。この多くの法案をわずかの審議で通そうとしている、このことが大きな問題と言われているわけです。

この法案の中身は、全て自衛隊の役割を拡大して海外派兵や米軍の支援に充てるためのものです。地理的な制限もありません。地球上、どこでも派兵して、米軍のあらゆる戦争に参加します。戦地で活動して、自衛隊が攻撃される危険があります。武器を使用して、殺傷行為を行う危険も高く、日本が殺し、殺される道に入る危険が飛躍的に高まります。このことは、二度と海外で戦争をしないと誓った憲法の平和原則を根本から破壊し、日本をアメリカとともに海外で戦争をする国につくりかえるもので

す。平和安全法制どころか、よく言われる戦争法案そのものと言わざるを得ません。こういう法案を憲法9条のもとで許していいはずがないわけです。

1年前は、こういう事態ではございませんでした。1年前よりもさらに危険な状況になっているために、再度この意見書を出すものです。

それから、強行採決と言ったことも、やはりこのような多くの法律をわずかな短時間の審議で決議に持っていくこと自体が強行採決と言わざるを得ないというふうに理解しています。

以上です。

○議長（国清一治君） 5番松田議員。

○5番（松田貴志君） ご丁寧なご説明ありがとうございました。

今、井出議員から説明があった部分で、はっきりしたことがありました。それは、しっかりと提出者の気持ちとして、今回の法案が戦争法案だという思いがある。この点については、この意見書の中では出てきてなかったのですが、その部分について提出者がそのような思いがあるというのを理解できました。これに関しては、私の考えと相反する部分であります。

また、説明の中の1点として、昨年提出したときよりも危険が増しているというか、この法案を出すに当たって審議の内容等が進んでいない部分に関して、その、たぶん危険が増しているという説明だったと思うんですけど、私の解釈からすれば昨年の閣議決定以降、この1年間において、この日本の周辺地域において、私は日本に対する危険が増していると思っております。東シナ海、南シナ海における中国政府の干渉埋め立て、また東シナ海でのガス田開発、また16カ所と言われているプラットフォームを建設しております。そこに、また軍事施設をつくるのではないかと、また南シナ海では埋め立てて滑走路をつくるのではないかと、そこにおいては日本のシーレーンが守れない。脅かされているという部分において、今回のこの安保法制という部分は提出されたのではないのかなと私は考えております。今回、この安保法制の審議の中で、安倍首相もしっかりと三要件が働いている限りは、無駄な戦争に導かれることはないということもはっきりと明言しておられますし、私自身一地方の政治家としても意見を言える場所もありますし、井出議員が心配しておられるような戦争に向かう、またアメリカが世界中で行う全ての戦いに自衛隊が派遣される、動員される。また、

殺し、殺されるという分においても、この安保関連法案10本の中でしっかりと、そこらあたりには行かないことも担保されていると、私自身はこの法案を読む限り感じております。

最後に、今回井出議員が提出されたこの意見書でございますが、このままこの安保法案、またこの集団的自衛権を認めなくて、専守防衛、また個別的自衛権だけにおいて、現在この日本という国がこれからもしっかりと平和を守れるようなことを、井出議員自身は確証を持って思っておられるのか。私自身は、日米安全保障条約の中において、日本はアメリカとともにこの日本の国土を守っている現状の中では、今回の集団的自衛権の閣議決定、その閣議決定から得られる安保法制という部分については、賛同できる部分が多くあり、ここの部分について最後に井出議員に、この安保法制がない前提で、この日本という国が、また国民がしっかりと守られていく担保というのがどこにあるのかという点についてお答えいただいて、私は質問を終わります。

○議長（国清一治君） 9番井出議員。

○9番（井出美智子君） 松田議員の質問は、ほぼ3点あると思います。

1点は、中国脅威論に対してでございます。

○10番（大西一司君） 全部答えなくて良いのでは。

○9番（井出美智子君） 全部答えます。

○10番（大西一司君） 書いてあるとおりに読むのでは。

○9番（井出美智子君） いや、そんなことない、皆に聞いてもらわないと。

この中国脅威論についてですが、参議院特別委員会、5日に行われましたが、岸田外務大臣が安保法制特別委員会でこのように答えております。日本政府は、中国を脅威とみなしてはいないと明言しております。東シナ海や尖閣諸島での中国の一連の行動に対しては、私も批判的な立場でおります。デニス・ブレア元アメリカの太平洋軍司令官が、東シナ海を軍事対立のない地域と冷静な見方をしていますし、中谷防衛大臣も、このデニス・ブレア元司令官の発言を承知していると答えております。

与党は、中国を脅威と言っておりますが、防衛省はどうかとただしたことに対して、中谷氏は、中国も含めて特定の国を脅威とみなして軍事的に対抗していく発想にはないと防衛大臣が明確に答えております。ということは、中国脅威論はないということを外務大臣も防衛大臣も参議院特別委員会で答えております。



それから、宮沢経済産業大臣は、中国との経済の結びつきがさらに強くなると、今はアメリカとの貿易高よりも中国との貿易高のほうが大きくなっており、さらに中国との経済的な結びつきが大きくなることも予想されておりますので、中国脅威論を唱えるよりも友好的な立場で外交的に進めていくことが、日本政府としても必要だということを参議院特別委員会で明言しております。この立場に立って、中国脅威論は国会で明言されていることで否定されたとは私は理解をしております。

それから、アメリカとの戦争に巻き込まれる危険はどうこうって問題なんですが、その問題について答えます。

これは、日米両政府が4月27日に決めた新たな日米軍事協力の指針、ガイドラインと言われております。このガイドラインとは、物事を行う基準や指針といった意味ですが、医療や放送、個人情報保護など、さまざまな分野でガイドラインが存在しますが、ここで言うガイドラインは日本とアメリカのいわば共同の戦争のマニュアルのことです。新ガイドラインには、日米が共同して軍事作戦を行ったり、自衛隊がアメリカ軍を支援するさまざまな事態が上げられております。集団的自衛権の行使を前提にしているなど、従来の法律や憲法解釈では、この新しいガイドラインには対応できないわけです。そのために、どうしても今度の法案が必要なわけです。ということは、この日米両政府が4月27日に決めたガイドラインのために必要な法案ということです。それは、どういうことかと言えば、自衛隊が事実上アメリカ軍の指揮下に入るということです。そして、何か戦争が起こる前から共同計画、つまり戦争計画を立案しておく、こういうことです。このことによって、日本はアメリカが戦争を始めて軍事的な支援を要求されても断ることができなくなるわけです。こういった危険な内容が含まれていることを、皆さんにもよく認識しておいてもらいたいと思っております。

それから、安保の問題ですが、今世界の流れは非同盟中立のほうに流れております。先日も山本議員の原子力発電所に爆弾が落とされただけで日本は壊滅する。武力で日本の安全を守ること自体が、なかなか難しい時代に来ているなということを、半ばうそのような話を聞きながら、私もいろいろ考えたわけですが、世界の流れは非同盟中立といって、軍事同盟で自国を守るという流れは、世界の流れからいけばごくごく少数になっているということを私たちは深く認識しなければならないと思っていま

す。その上で、日本国憲法9条は、世界に誇るべき憲法であり、戦争戦後70年戦争をせずに頑張ってきたこの法律をしっかりと守らなければならないという立場に立って、今度の意見書は提出いたしました。

以上、お答えといたします。

○議長（国清一治君） 5番松田議員。

○5番（松田貴志君） 終わるはずだったんですけど、事細かな説明があったので、少しその説明の中の点において疑問に感じた部分を質問させてください。

まず、ちょっと一番近い今の部分で、世界は非同盟中立の流れになっているということでしたが、もちろんそういう非同盟中立という世界的な流れ、私自身も認識しますが、それ大前提として、それぞれの国において、その国をしっかりと守れるだけの国軍、国防軍というのを設置している、その大前提に立っての非同盟中立となったなど私は認識しております。その点において日本は、日米安保体制のもとにおいて、アメリカのプレゼンスを前提に日本の自衛隊が機動的に、また機能的に活動できるような仕組みになっておりますので、この点については同盟関係を維持していくべきなのかなど。仮に、安保体制を解消して、日本独立で自衛隊、また国防軍等を持つことになれば、現在5兆円ほどの国防費がかかってますけども、専門家によりますと20兆円余ってのそういった国防費がかかってくるのではないかと、そういうことも私自身少し懸念したことがあります。

現実考えますと、こういった安保体制というのは、しっかりと堅持していくべきと私自身思っておりますし、さらに言えば、そもそもこの安保体制のもとで自衛隊というのは、もうアメリカ軍のシステムの中に現実的に組み込まれているという部分は、もう現実にあるんですよね。今回のこの法案が通った、またこの新しいガイドラインで新たに組み込まれたわけなしに、以前の日米安全保障条約の部分において、もう既に組み込まれていることと私は認識しております。

今の説明によりますと、中国脅威論に対しては、これは見解の相違ですので、多分歩み寄る部分はないと思いますけれども、やはり日本の国を守る自衛隊の認識している部分については、しっかりと考えておいたほうがいいんじゃないかと思います。やっぱり、実際日本の国を守っている自衛隊、またその自衛隊員が、日本の国外に派遣されて、また先ほどの表現を借りますと、殺し、殺されという部分を今までもPKO

法等の派遣等によっていろいろ経験してきた経緯があります。

そこにおいても、やはり今までの法律のもとにおいては、殺される可能性はあるけど殺す可能性はなかった。殺されて初めて対応できる、そういった法制のもとでの活動でした。これからは、殺される前にしっかりと自衛隊員も防御できる。殺される前に、明らかな攻撃の意思を持った相手に対して、しっかりと抑止するための行動もできるという部分においては、以前よりも自衛隊員の安全は確保される、また活動しやすい環境に置かれるのではないのかなと、今回のこの安全保障関連法案が成立されたときには、そうなるのではないかなと私は感じております。

もうこれは、ほんとに最後なんですけど、井出議員に。先ほど、この安全保障関連法案の意見書を何で出したかっていう部分において、井出議員は自衛隊っていう部分は本来この憲法9条の解釈からは、自衛隊が日本で存在し得る部分っていうのは、この9条を解釈したら導き出すことはすごく難しいことではないのかなと私自身は感じているんですけども、現状自衛隊という日本を守る、外国から見たら軍隊は存在しております。この点について、自衛隊自身を井出議員は認めておられるのかどうか。また、日米安全保障条約というのは、破棄したほうがいいのか、それともこのまま引き続き日米の共同での軍事同盟のもとで、日本の安全は守られるべきなのか、この点についてもこの意見書の考えの中核にある部分だと思いますので、お答えいただければと思います。

○議長（国清一治君） 9番井出議員。

○9番（井出美智子君） 松田議員に申し上げますが、今安全保障関連法案の意見書の中身の論議をしているわけであって、安保法案の論議をしているわけではないと思っております。安保の問題は、皆それぞれ思想信条の違いがあって、私は確かに廃止すべきだと思っておりますが、法治国家であって、法律のもとで決められている中で私たちは活動しておりますので、法律から逸脱するような行動、意見は持っておりません。安保法案は、今ここで安保法案を論議すべきなのかは、安全保障関連法案の廃案を求める意見書であって、そういう問題はまた別の機会に論議したいと思っております。私の答えなど、ここで聞くまでもなく、松田議員は明らかにご存じだと思います。

それで、今回の安全保障関連法案が出されてから、自衛隊の家族の方から命を守っ

てほしいという切実な声が多く寄せられております。そのことを考えるならば、やはり政府が戦後一貫して海外での武力行使は許されないと明言したことを守らなければならないという意見書であって、そのことに関して論議すべき場だと私は考えております。憲法9条に基づく海外での武力行使は許されない、それに反するような関連法案は撤回・廃案すべきだという意見書でございます。もっと大きな意味での安保、それから国法に関する議論は、別の場でゆっくりと持ちたいと思っております。今回は、あくまでも安全保障関連法案の廃案を求める意見書の限定的な論議にとどめさせていただきます。

○議長（国清一治君） 5番議員，そういう答弁でありますので。

○5番（松田貴志君） 申しわけございません，もうほんまもう一回だけ。

確かに，今回日米安保の話をすべきでないと思えますけれども，この安全保障関連法案自体，また先ほど井出議員が言われた日米のガイドライン自体，やはりこの日米安保をもとにしたこれからの行動計画なのかなと私自身感じておりましたので，その点について聞かせていただきました。

今回，最後に1点，先ほどちょっと質問したんですけど答えてもらえてないんですけども，この憲法9条の解釈を180度変えて海外で武力が使えるようになるという，またこの海外での武力行使は許されないという部分を明記されております。この点についても，先ほど質問しましたこの憲法9条をどのように解釈したら，今回先ほども出てましたけども，自衛隊という存在自体がこの日本において存在し得るものになるのか。その点について，井出議員の自衛隊に関する認識についてだけ最後にお答えしていただきたいと思えます。

○議長（国清一治君） 9番井出議員。

○9番（井出美智子君） 松田議員はご存じないでしょうか。共産党は，自衛隊の存在を否定しておりません。認めております。憲法9条，どういうことですか。憲法9条に違反するということですか。

○議長（国清一治君） いや，井出議員の自分の考えは，自衛隊の存在はどうですかでええか。

○9番（井出美智子君） だけん存在は，今人道支援とか，いろんな立場で認めております。

○議長（国清一治君） うん、それでいいんでしょう。

○6番（・公一君） そこから自衛隊はどのようにしたら導かれるかということ  
聞きよん。

○5番（松田貴志君） また聞いてくれるって言ようけん、もういいです。

○議長（国清一治君） 今回の意見書の……。

○9番（井出美智子君） そんな高度な憲法学者に質問されるようなことをここで聞  
かれても、これ以上のお答えは私にはしかねます。

○議長（国清一治君） はい、もうほな5番議員、これでよろしいか。

○10番（大西一司君） もう終わったらええで。

○議長（国清一治君） 他に質疑はございませんか。

10番議員。

○10番（大西一司君） 基本的なことだけ、いやらしい質問違うけん。

この廃案という部分について、私自身はやっぱり十分国民の理解が得られるまで審  
議すべきだろうと、そんなふうに思っております。現実には、今では80%ほどの人が十  
分説明がなされていないというようなアンケートもございます。廃案ということなの  
で、私はこの廃案というのは反対で、継続審議ということで、そういう点について  
は、賛成なんですけど、この国民に審議を通じて理解が得られた場合には、この廃案と  
いうのはどう進んでいくようになるんですかね。国民に理解が得られた場合。

○議長（国清一治君） 9番井出議員。

○9番（井出美智子君） 法治国家ですので、民主主義の原則に基づいて決められる  
ことに従うのは当然のことだと理解しております。

○議長（国清一治君） 10番大西議員。

○10番（大西一司君） それでもう一つ、やっぱりこのことは多少無理があるよう  
に感じるの、かなりの人あると思います。その点について、やはりはっきり改憲し  
ようと、改正しようという意見も多くあります。憲法改正が国民投票によってなされ  
た場合に、これを認めますか。共産党さん、どうぞ。

○議長（国清一治君） 9番井出議員。

○9番（井出美智子君） 先ほどからお答えしているように、法治国家である以上、  
法にのっとって統治されるべきだと理解しております。

○議長（国清一治君） 10番大西議員。

○10番（大西一司君） ありがとうございます。

それでは、ちなみに安保法案は65%の国民の世論です。自衛隊保持ということに関しては、75%以上が賛成をしております。そういうことで、国を守るというのは、我々町を守るというのと同じことだろうと思います。領土、国民、生命、財産、これを守るのは国の大きな一番大事な仕事だろうと思っております。

そこで、何回も話が出てきたように、中国脅威論がないというのは、これはもう絶対あり得ないと思っております。現に、外交問題ですんで、外相とか偉い人は、そこらはもう、そう言わざるを得ないんでしょうけど、実際中国脅威論がなかったら、こんなことするはずないと思っております。やはり、今松田議員がよう研究しとると思うんですが、GDP1%、ほんで5兆円近うを国防費に使っております。しかし、これを自国で対応するとなれば、23兆円の試算が出ております。こんなことに、どんどん予算を使えるはずありません。やはり、戦争しないためにも抑止力を強く打ち出して戦争をしないと、このことに進むためには、同盟国と力を合わせて抑止力を上げる必要があると私は思っております。このタイミングにしっかり十分国民の理解を得るために、ますます努力をしてほしい。その一言に尽きると思っております。

以上です。

○議長（国清一治君） 今、答弁要りませんね。答弁要ります。

○9番（井出美智子君） え、答えようと思ったんやけど。

○議長（国清一治君） 9番井出議員。

○10番（大西一司君） ちょっとマニュアルばかりやけんちょっと具合が悪い。

○議長（国清一治君） まあ、それはな。それはもう勉強しとるけん。答弁されますか。

○9番（井出美智子君） 抑止力のことですが、今求められるのは外交的な抑止力を強化すべきだと私は理解してます。軍事力による抑止力を幾ら高めても限りがありますし、軍事力での抑止ってというのはなかなか不可能な時代になっております。大西議員、これはマニュアル読んでませんからね。私の理解ですからね。失礼な、しっかり読んだ上で読んでるんですよ。

○議長（国清一治君） 10番大西議員。

○10番（大西一司君） 今の抑止力のことなんですが、現実には竹島が韓国にもう実行支配されております。7年前に、町村議会で一緒に視察に行きましたね。何やったかな、監査委員やったかな。そのときに、竹島は島根県の領土です。島根県の人たちは、突如軍事力によってあの島を奪われたと。そして、ずっと今まで守ってきたあの領海、そしてようけ魚がとれるとこ、そこを全部締め出された。そのときに、本当に、軍事力をもって追い払ってほしかったと、あのとき対話を通じてどないか解決できるというふうなことで、日本は外交努力をしましたが、現に実効支配を今李明博大統領何度か上陸して実効支配。さらに、強行に新しい韓国の旗を掲げて住んでおります。そういったことで、やはりある程度の抑止力っていうのは、対話だけでは現実的に無理だというのが、あの一件を見ても明らかでありますし、ある程度のそういう軍事力を持ってから、そういう圧力もかけれるんじゃないかと、そんなふうにも思います。ですから、対話だけでは成り立たんのは、もう世界中の、それが通じるんだったら軍隊も何も必要ないと思いますし、世界中が何も、スイスだって戦争せんに国民全部が兵器を持ってかまえております。そんな状況の中ですので、やはり自分を守る、国を守る、国民を守るというのは、本当に一番大きな大事な仕事であると思うんですよ。そのために、何が一番いいかというのは、はっきり言って共産党さんの意見もええと思います。しかし、私はそういう現実的に無理だということを示しながら戦争をしない。その中で抑止力を高めるのが一番の方法だと思っております。

以上です。

○議長（国清一治君） 答弁要らんですか。

○10番（大西一司君） はい、要りません。

○議長（国清一治君） もう時間、答弁要らないということで。

○10番（大西一司君） まあ意見の違いやけん。

○6番（・ 公一君） 質問やけんな、これは質問せないかんで。自由討議と違うから。

○議長（国清一治君） ほな、9番井出議員。

今の内容は、質問でなかったな。内容は質問でなかった。

○10番（大西一司君） ほな、ごめん。ちょっと竹島問題言うても……。

○9番（井出美智子君） 今回の意見書の問題で、特に問題になっているのは安倍首

相がアメリカへ行って、アメリカの議会で日本の国民に相談もせんと、先に約束して帰ってきたことを無理やり通そうとしていることが一番の問題なことであって、竹島問題とか軍事力の問題を今この意見書で言っているわけではなくて、この間の意見書を、この安全保障関連法案の国会での審議の仕方、取り上げ方、その問題点を私は論議しているわけであって、一連の手順、手続、国民の同意、民主主義の過程が不十分だという立場で廃案・撤回を求めているわけです。そう大きな軍事力の問題、国防の問題、安全保障の問題をこの意見書の中で言っているわけではございません。

以上です。

○議長（国清一治君） 10番大西議員。

○10番（大西一司君） 最後に、ごめんなさい。ちょっと、私も質問。自由討議みたいで申しわけないと思うんですが、やはり国民の理解が得られるっていうのが前提だろうと思っております。国民の理解が本当に得られるのであれば、そのとおりこの案件は進めてもよろしいという決断になると理解してよろしいのでしょうか。再度。国民の理解が得られるのであれば、この案件は進めていってよろしいのでしょうか。

○議長（国清一治君） ちょっと待ってください。さっきその答弁してないかい。

○9番（井出美智子君） 何回もしとるでな。

○議長（国清一治君） 5番議員からの質問で、同じ。ほな、9番改めて井出議員。

○9番（井出美智子君） 法治国家ですので、民主主義の手続によって決められたことに従うべきだと考えております。運動は続けますが。

○10番（大西一司君） それを言いたかったんやけどな。

○議長（国清一治君） よろしいか。

○10番（大西一司君） まあ運動もやけど、済いません。

○議長（国清一治君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ないようですので、お諮りをいたします。

本件を第二読会に付することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 異議がありませんので、本件は第二読会に付することに決定をいたしました。



これより第二読会を開きます。

発議第2号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑、ご存じと思いますが、起立して2問までですので、1番仙才議員。

○1番(仙才 守君) 済いません、間違い。自由討議だと思ってました。

○議長(国清一治君) はい、わかりました。

他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 質疑なしと認めます。

これより会議規則第129条第2項の規定による議員間の自由討議を行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 異議なしと認めます。

それでは、発議第2号について議員間の自由討議を行います。

ご意見のある方は発言をお願いします。

1番仙才議員。

○1番(仙才 守君) それでは、申し上げます。

私は、今回の意見書……。

○10番(大西一司君) 自由討議はそのままで。座って。

○議長(国清一治君) 済いません、そのままで。ほんで、何問でもいいということやね。

○1番(仙才 守君) 意見書に賛同している1人です。理由は、今回のこの法案が憲法に違反している可能性が非常に強い。憲法に違反をしている法案は無効であるというふうになっています。今までも、憲法に違反している法令っていうのは、そらあったと思います。イラク特措法にしたって、非常に危ないところがあったんです。ただ、あれは全部特措法いわゆる時限立法で、時がたてばなくなったんです。今回、恒久法でやろうとしてるんです。それを憲法違反状態にあるということを、法曹学関係者の9割以上がこれは違憲だというふうに言っているという話があります。現実、ことし7月16日に、衆議院の憲法審査会で自民党推薦の学者が違憲だと明言したんで

す。今まで、自衛隊を拡大解釈して認めてきた内閣法制局の元長官も違憲だと言ってるそうであります。そのほうが多い。こういう状態の中で、今回の法案を通したらどういうことになるか、事が起こるたびに違憲訴訟が出て、法案そのものの安定性が疑われます。

今回、磯崎首相補佐官、今回の安保法制担当ですよ。その人が、法案の安定性は関係ないと言ったんです。つくってる本人が、憲法違反だと思ってるぐらいの意見だったと思うんです。後で撤回しましたけどね。いまだに罷免もされてない。こういう状態で、この法案を通していいのかということですよ。国を憂いておれば、憲法に違反したものを、法案を通していいんですか。戦前の青年将校とか若手が、国を憂いて有徳の死ということで、外国へ出ていっていろんなことをした結果が、国を誤る方向へ持っていった。我々苦い歴史があるわけです。同じことをしようとしてるんです。非常に危ないというふうに国民は思っているんじゃないかと思いますよ。明確に、憲法違反だと私は言い切る知識はないけれども、ほとんどの法曹学関係者は憲法違反だと言ってるわけですよ。大体、つくった本人もそう思ってるし、アメリカで約束をしてきたから無理やり通さないかんです。どういう理由で、これを賛成しようとするのか、今必要だから違反でもやるというんだったら、これ立憲主義はどうなるんですか。憲法改正を先にするべきですよ、それだったら。誰が考えてもわかる。どう考えても、僕は無理筋だと思っております。廃案にするべき、そういうことです。

○議長（国清一治君） 他に討論はございませんか。

6 番 籙議員。

○6 番（籙 公一君） 今回の安保関連法案の廃案を求める意見書について、この趣旨は、廃案を求める趣旨については、理解できるところも私は多くあります。集団的自衛権の行使容認について、憲法改正の手続を経てからというのは、それは筋道が通っていると思います。従来からの政府見解との整合性を見ても、時の政権の判断によって自衛隊の海外での活動を上げ過ぎるということも問題はあると思います。

しかし、先ほどから出ているように、近隣の国際情勢が日々変わっていく中で、憲法改正はなかなかできない。現状。そういう中でも、やはり防衛については適切に対応していくというのは、これ政治の役割であります。今まで出てきましたように、国民の多くが望んでいるのは、理解できるような丁寧な説明ということであり、決して

早急な採決や、また廃案でもないと思います。何が本当に必要で、どこを超えたら戦後守ってきた平和国家としての領域が崩れるのか、またはっきりわからないからそこを十分に審議してほしいということだと思います。そして、マスコミは常にどちらかに偏る傾向がありますので、私たちは時の風潮に流されることなく、冷静に判断して、そして十分な審議の上、これはやはりだめやと、先ほど言われたような意見もありますんで、その時点で廃案なら廃案、反対すればいいです。ほんで、修正してでも通すことがええと判断したら、そのときは法案を通したらええと思います。今現在、まさに国会で審議している最中でありますので、私はまだ採決すべきときではないし、また廃案にすべきというときではないと思います。多くの国民が求めているとおり、また私が求めるのは、慎重な審議を続けていってもらって、しかるべきときにまた判断してもらいたい。だから、今の時点では、この廃案にするというのは、私はちょっと賛成しかねます。

以上です。

○議長（国清一治君） 他に討議はございませんか。

3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） 皆さんが言っていたように、安全保障をめぐる国際関係は本当に変化しているということは十分認識しておりますし、それに応じたことを国がしっかりと責任を持ってするということが十分わかっておりますが、先ほども皆さんが言われておったように、8割の国民が理解せず、6割が反対をして、そしてまた無関心でおったような若者たち、また若い女性たちが反対の声を上げております。私たち地方の議員は、町民の命と暮らしを守る立場から、やっぱり私は今皆さんが審議を続けたいと言っているけど、いつまで審議をしたことが決定的な審議がということはわからん。一旦ここでとめるという意味で、廃案を私は求めたいと思います。何か、安全であるはずの対策が、今はリスクが高まるような情報しか入ってきておりません。やっぱり、もっともっと徹底審議をして、国民の理解が得られる、そして主婦たちが、若い女性たちが、子供たちが本当に安全な時代が来るっていうことはわかるように説明してほしいということが正直な今の状態だと思っております。

○議長（国清一治君） 他にございませんか。

10番大西議員。

○10番（大西一司君） いろいろ本当に論議があつて、相対的にはやっぱり十分国民に理解をとというのが多いと思います。1つに、今3番議員が言ったように、国会の後ろの裏にある議員会館の間にようけおつて、それこそ若いお母さん方が子供が徴兵されると、徴兵制度が復活すると、そういうことでどうしてもこれはもう断固反対だという、本当に強く若いお母さん方までも運動をしているわけですね。やっぱり、これはメディアの影響かなあと思うたり、この運動のポヒュリズムというか、大衆迎合みたいな感じにも進んでおる中、これは絶対に政府の説明不足と思っております。

1つに、国際の流れは徴兵制度をずっと廃止する方向で行っております。原因は、もう戦争はドンパチやるもんでないし、白兵戦でもない。ハイテク技術が必要なんで、徴兵制度ではこれは賄い切れない。もうベテランの兵隊さんでないと、こういうコンピューターとか艦船、あるいは航空機、あるいは戦車等々を含めて、個人個人でもああいう無線機使うて、いろんなコンピューターを駆使しながらやっておる中で、兵役ではとてもじゃないけどやれないというのが、もうそういう流れになっております。そんなことも十分説明できてないんです、政府は。そういうことを含めて、十分まだまだ説明する必要があると私は思っております。極端な話、とめるんはええと思ふんですが、ある程度審議十分にした中で、もし理解を仮に得られるのであれば、私は継続審議なり、それはもうまたゆくゆくはもっとということでも執行停止でもええんかなあ、そんなふうにも思ふんですが、今はまだまだ説明不足、そんなふうにも思っております。

以上です。

○議長（国清一治君） 他に討議はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、以上で自由討議を終了いたします。

本件を第三読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 異議ございませんので、本件は第三読会に付することに決定をいたしました。

これより第三読会を開きます。

本件について、討論と採決を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 異議ありませんので、討論と採決を行うことに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 討論なしと認めます。

これより発議第2号、安全保障関連法案の廃案を求める意見書について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(国清一治君) お座りください。

賛成者少数と認めます。したがって、発議第2号、安全保障関連法案の廃案を求める意見書については否決されました。

小休をいたします。

午前10時33分 休憩

午前10時44分 再開

○議長(国清一治君) 再開をいたします。

~~~~~

○議長(国清一治君) 日程第5、町民の声に対する質問を議題といたします。

提出議員の説明を求めます。

9番議員井出美智子君。

○9番(井出美智子君) ここですか。

○議長(国清一治君) はい。

○3番(美馬友子君) ここちゃうん。

○議長(国清一治君) 席か。

○9番(井出美智子君) 自席。

○3番(美馬友子君) 自席。

○議長（国清一治君） 自席やったか。

○9番（井出美智子君） 答弁者の気持ちがつくづくわかりましたので、私カラッと終わりたいと思います。

国保税の引き下げをとということでございますが、年金生活者とか低所得者にとって国保税の引き上げ後、高くなったという声が多く聞かれております。何とかもう少し安くならないかというふうな要望を数多く今回の選挙の中でも受けております。

そこで、お尋ねいたしますが、平成30年度の国保の県下統一の準備のために、国が多くの支援金を、例えば平成27年度は1,700億円の支援金を出していると聞いております。この国の支援金を活用して、値下げを実現している自治体が多くあると聞いておりますが、勝浦町でもこれはできないのでしょうか、質問いたします。

○議長（国清一治君） 松本税務課長。

○税務課長（松本重幸君） お答えいたします。

平成27年度の医療保険制度改正の中で、国保の財政支援の拡充が行われました。低所得者への保険料の軽減と保険者支援事業でございます。

議員ご指摘の支援金は、保険者事業のことと思います。保険者事業は、平成15年に創設され、保険税軽減による保険税の収入の減少を補填するため、その一定割合を保険者に対して支援する制度でございます。支援額は、当該市町村の平均保険税に補助率、それから軽減対象者数を乗じて算定されます。今回の制度拡充により、補助率等がアップいたしました。拡充による支援金の本町の増額分を試算してみますと、概算で220万円ほどになるかと思われませんが、国保会計の平成26年度の単年度収支は、約2,300万円ほど赤字であります。また、今年度の療養給付費は昨年度を上回るペースで支出されている現状がありますので、今のところは保険税の引き下げは難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 9番井出議員。

○9番（井出美智子君） 町長のにこっとした顔を見たら、ちょっと……。

○町長（中田丑五郎君） もう課長が答えたけん。

○9番（井出美智子君） 220万円支援金が余分に入ってくる、この220万円を活用して減免、払えない人に対する滞納にならないような支援金を活用しての申請減免の制

度をつくってもらえないかということをお町長にお願いしておきたいと思ひます。財政が厳しいのはわかっておりますが、平成30年度には県下統一されますので、勝浦町の今国保会計は県下統一になるまでは基金と繰り越しが十分ございますので、今たちまち困っている弱者のためのきめ細かい施策の検討をお願いしておきます。お願いしといたら町長はしてくれると思うので、町長答弁したいですか。

○町長（中田丑五郎君） 想定外の質問しませんって言ったところなのに。

○9番（井出美智子君） じゃあ、お願いしますって言うときます。

○議長（国清一治君） それでよろしいか。

○9番（井出美智子君） 想定外の質問はするなって言われましたので、220万円のふえた分を活用して、払えない人のための申請減免制度の検討をお願いいたします。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 答弁者になっておりましたので、一言だけお話しさせていただきます。

申請減免については、これ当初から質問の情報でなかったわけでございます。引き下げというふうなことでございます。担当課長からも220万円という額も示したところでございます。こうしたところを有効に活用するのはもちろんのことでございます。いろいろ国保会計の、いつも申し上げておりますような健全な運営をしていきたいというようなことを心がけておるわけでございまして、今後とも疾病予防、いろいろな疾病予防もやっております。それに加えて、保健事業の充実を図りながら、皆さんが本当に病気をしない健康な生活を送っていただけるように、町といたしましても一生懸命今後とも取り組んでまいり所存でございますので、どうぞご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○9番（井出美智子君） 一生懸命取り組んでいくという言葉をしっかり受けとめておきます。

以上です。

○議長（国清一治君） 次に、6番議員笹公一君。

○6番（笹 公一君） 町民の声に対する質問を行います。

まず、プレミアム商品券の発行事業についてですが、これの質問の背景を申します

と、4月に県と町が連携して、プレミアム率20%の商品券を発行した際、県のほうのPRが非常にきいて、購入方法にいろんな問題点がありました。

議会が、4月23日に行った婦人会での懇話会の中でも、そのメンバーの中から公平性に欠けるのではないかと、是正してもらいたいというような多数のご意見がありました。

そこで、次に発行されるのは勝浦町内に限定すると、その商品券について産業交流課長にその内容を尋ねますが、予算的には650万円、50万円がいろいろ費用というような形で当初説明がありましたが、その発行時期、また金額、プレミアム率は20%と思うんですが、そのことも含めて内容について答弁をお願いします。

○議長（国清一治君） 野上産業交流課長。

○産業交流課長（野上武典君） 町の商工会で行いまして、町がそれに補助をすることで進めております勝浦町のプレミアム付商品券の発行でございますが、プレミアム商品券の発売日につきましては、27年10月1日でございます。

ただ、金額につきましては、議員おっしゃるように町の補助金がプレミアム分で600万円と、その事務への補助金として50万円、計650万円を予定いたしております。

それから、発行総額につきましては、20%のプレミアム率ということで3,000万円の商品券を発行する。全体事業費は3,600万円と50万円の事務費の補助ということになろうかと思えます。

4月に、県が主体で行いました商工会連合会に委託しまして実施したときに、いろいろ不都合等ございましたので、勝浦町今までこういったプレミアム商品券の発行はいたしておりません。一応、このために9月14日から15日に予約分の受け付けをいたします。今まで、金額を1世帯当たり5万円といたしておりましたのを10万円にするということで、商工会と協議をいたしております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 6番 笹議員。

○6番（笹 公一君） 今、野上課長のほうから内容について説明があったんですが、以前のちょっと一般質問のときに、この例の地方創生の分の先行型で来とる内容と思うんですが、その中でいろんなメニューありましたね、事業の。例えば、総合戦略の策定費用、以前一般質問のときの副町長の答弁では、700万円の予算までは要ら

ないだろうと、そのほかの事業でも当初予定しておいた事業の余った分は、この中で流用もできるというような話であったんですが、今言うてもろうた600万円について上乗せできるというような見込みはあるんですか。

○議長（国清一治君） 福田副町長。

○副町長（福田輝記君） 制度から申しますと、今回3月議会で補正をした国の補助金は2つございまして、1つは地方創生先行型、これが3,000万円ほど余りあります。もう一つは、消費喚起型というようなことで、今回この商工会が使います商品券は消費喚起型といったところになります。

今、ご質問があった戦略策定経費あれは先行型なんで、この2つの流用というのはいけません。この2つ、先行型は先行型の中で回すのはできますけども、今回この交付金っていうのは消費喚起型というような別の交付金でございまして、これについては消費喚起型の中で過不足があれば流用ができるということになります。

この消費喚起型は、勝浦町の場合2つありまして、この商工会の補助金とあと弱者支援ということで、1万円の商品券を配付した事業がございまして。こちらの残額が何ぼか今出ているような状況でございまして、この残額については商工会のほうの商品券に使えるような方向で今検討をしております。ちょっと、それが幾らになるのかというのは、数字は持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（国清一治君） 6番 節議員。

○6番（節 公一君） 失礼しました。答弁者の中で、副町長ちょっと言うてなかったんですが、非常にわかりやすい答弁をいただきました。

確かに言われたとおり、初め私が聞いたときには、その2つの事業の中では流用できるということだったんですが、この前の7月の会議の一般質問の中で参事が一旦企画費のほうに吸い上げて、その中で要は返さなくてもええようにするというような答弁があったんで、再度ちょっと確認したところなんです。今の質問でわかりました。一世帯あたり1万円のやつも、その中でもし余っとんであれば使えるというようなことですね。それは、わかりました。

それで、先ほどの野上課長が言いました4月に行ったというのは発売場所ですね。4月のときは、商工会で全部したんですが、ちょっと天気も悪うて雨の中、非常に長

蛇の列と言うてはあれかもわからんけど、非常に多くの方が並んでおったというようなことで、そのときの時間に仕事がある人は買いに行けなんだというようなことがあったと思うんですが、その窓口を何か改善したような方法っていうんはありますか。

○議長（国清一治君） 野上産業交流課長。

○産業交流課長（野上武典君） 先ほども申し上げましたように、一応予約を14日から15日受け付けをします。これは、商工会でも行いますし、この商品券の加盟店である店でも予約を受け付けをすることで、予約された分につきましては10月7日までの期限をもって引きかえしていただくということになっておりますので、1日当日販売分を買い求められる方がおりますので、その日をずらして予約券の引きかえを行っていただければ、そういった混雑も解消されるのではないかとこのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 6番 笹議員。

○6番（笹 公一君） わかりました。

一説では、この加盟店自身でも買えるのではないかとこのようにこともちょっと聞いておったんですが、そうじゃなくして、加盟店で予約はできて、販売をするのは商工会ですということですね。だから、日にちは若干余裕があるということ、そういう内容ということによろしいですか。

○議長（国清一治君） 野上産業交流課長。

○産業交流課長（野上武典君） そういったことで、町予約を受け付けするのが商工会と加盟店、券の引き渡しについては商工会の事務所というふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 6番 笹議員。

○6番（笹 公一君） この件についての最後の質問なんですが、懇話会の中で非常に要望の強かったのは、いわゆるプレミアム商品券をよってネ市で使えるようにはなぜできないのかというようなことがあったわけですね。それで、商工会のほう、JAさんはいわゆる町の商工会のこの会員さんではないというようなところが、1つちょっとネックになっているんですが、ただし町民の方から見たら、よってネ市のつくるときに町から3,000万円余っての補助金も出しているやないかと、ここで使えるよ

うになぜできないのか、その意見が出てくるのは当然と思うんですね。

そこで、JAは県の商品券のときはJA加盟しとんですね。だから、町のとくにやってもらって、よってネはJAが主体なんでできんことはないと思うんですが、いわゆる会員も産直会員となれば入れられるような方法もあると思うんですが、いずれにしてもよってネで使えるような方向に持っていけないものかどうか。以前には、商工会と農協と行政のほうで3者会議みたいなんをして、いろんなよってネの運営のことについて話し合っていくというようなことがあったと思うんですが、そこらあたりの経緯も踏まえて、ぜひよってネで使えるようにできないかというようなことに対して、産業交流課長はどのように思いますか。

○議長（国清一治君） 野上産業交流課長。

○産業交流課長（野上武典君） よってネの運営についての協議っていうのは、年に1回、2回程度になっておりますが、開催しているところでございますが、そういった会の中で、ちょっとこの商品券に関してどちらからか要望というようなことは、今まで出てきた経過がなかったかなど。

ただ、議員おっしゃるように、徳島県が行いました阿波とくしま・商品券の分につきましては、これは県が事業主体となりまして、商工会連合会のほうに委託で行った事業でございます。加盟するのも特に費用もかからずに加盟できるということもあって、JA東とくしま管内の3直売所については、そういった取り扱いということになったという経過がございます。

今回、勝浦町の場合は、商工振興の一環として、商工会も補助し、商工を振興を促進するというので、商工会に事業を行ってもらっております。それに対して町は補助ということで、やはり商工会が行ううちは商工会のルールもありまして、議員おっしゃるとおり、やっぱり商工会の会員になってこういった商品券の加盟店になるということが商工会の中でのルールということになっておると聞いております。

よってネのほうの運営しております東とくしまにも、その意向というのは今回聞いてみたわけですが、販売するにぜひやりたいというような意識は持っているんですが、ただ商工会に加盟して会費なりも必要になってくると、そういった経費の中での内部での協議っていうのは、また全くされていないということで、今回ではちょっと間に合わないんでなかろうかと、また商工会におきましてもJAからの会議への参加

ということについても、理事会での内部協議が必要になるというようなこともありまして、ちょっとそこまでのことは難しいかなということで聞いております。ただ、ここもこういったことに、この商品券について町としては継続していきたいというふうに考えておりますので、年度をまたぎまして、次の年度からというものは、ぜひ進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 6 番 節議員。

○6 番（節 公一君） 次回からはいけるということでしたら、これ商工会の中のことやからということですが、よってネの中に商工会費もたくさん出してるんですね。もう既に。よくご存じだと思いますので、別々のものではないんで、そこら一体になってますんで、課長のほうもこれ商工会と J A の問題という第三者的に見るんじゃないかと、やはり一体になって町民の方が利用しやすいようにはどうすればいいかというようなことで、ちょっとリーダーシップもとってもらいたいなと思います。

ちょっと時間の関係で、次の 2 問目の質問に行きますが、夜 9 時のチャイムについてですが、これも 9 月 20 日に議会で青年会との懇話会の中で出た意見なんです。若い人が、夜 9 時になったらチャイムが鳴ると。寝た子供が起きるんで、あれどないにかやめてくれんかというような話がありました。そのときに、確かにと。そうやな、あれって何しに鳴りよんやろうなど。朝の 7 時は、多分子供が学校の準備とか、仕事の準備で 7 時というののはわかりやすいんですけど、夜の 9 時ってあれほんまに必要なかなあというようなことから、ちょっと質問させてもらうんですが、これ副町長のほうに答弁をお願いしたいんですが、そもそも論がわかったら、何であれができたんか、それと実際今現在町のほうはあれが必要と思うとんだらうか、やめることができるのかどうか、その点についてちょっと簡潔にお願いします。

○議長（国清一治君） 福田副町長。

○副町長（福田輝記君） 9 時のチャイムということでございますけども、防災無線の動作確認ということで、多くの自治体が時間を決めてチャイムとか曲とか、そういうものを流しております。本町において、今ご質問のありました朝の 7 時と正午と 5 時と晩の 9 時というような時間に流しております。これが、どうしてこういう時間になったのか、夜の 9 時はどうしてかっていうのは、詳細には今持ち合わせておりませ

ん。ただ、時間から考えて、児童・生徒の非行防止であるとか、そういった観点の意味合いがあるのではないかというふうには思っております。

これが、そもそも防災無線の動作確認ということでございますので、絶対この時間に流さなくてはいけないというようなことはございません。ただ、一部でこれもう大分前からこの時間にチャイムを鳴らしておりますので、ある意味町民の皆様には定着をしてきた時間のチャイムであるというふうにも考えております。今のところ、役場のほうにこのチャイムが不都合というようなことは、担当のほうには来ておらないようでございますけども、町民の方からそういうようなご意見があったというようなことでございますので、今後どうしていくかについては、例えば区長会で区長さんのご意見を聞くとか、多くの町民の皆さんのご意見を聞く中で、続けるのか、やめるのか、ボリュームをどうするのかとか、そういったことを検討していきたいというふうに思っております。

○議長（国清一治君） 6 番 笹議員。

○6 番（笹 公一君） 今、防災関係の動作確認というようなことから始まったのではないかということと思うんですが、いつからかわかりませんよ、当時が。多分、機械の性能もかなりアップしてきとると思うんで、日に日に確認せないかんようなもんでもまたよわると思いますんで、そこらあたり目的がちょっと最近はずれてきているのかなとは思いますが。その点に関してはです。ただ、やはりやめるとなれば、あつたほうがええという声もあるかもわかりませんし、現実にはしかし若い人の中からこういう話が出てきたことも事実なんです。9時になったら子供が起きるというようなことなんで、それは関係する区長会の中でしてもらうとか、特に小さい子供さんを育てているような保護者の方の中でも、本当にいるのか、逆に邪魔になっているのかというようなことを、ちょっと聞きながら進めていってほしいなと思います。

また、さっきもこれひよっと話の中に出てきて、本当にそうやなあ、なるほどこうということもあるんやなあというようなことから質問させてもらったということですのでお願いします。

以上です。

○議長（国清一治君） よろしいか。

○6 番（笹 公一君） はい。

○議長（国清一治君） 続いて、3番議員美馬友子君。

○3番（美馬友子君） 電気柵の質問についてよろしくお願ひしたいと思います。

静岡県の西伊豆で、7月19日に川遊びをしていた家族連れの7人が、土手に設置されていた電気柵が原因で感電したというつらい死亡事故がありました。その後、国や県からの指導や指示が町にはあったのかということと、もしあればその内容はどういったものがあったのかということをお願ひしたいと思います。

○議長（国清一治君） 野上産業交流課長。

○産業交流課長（野上武典君） 今回の西伊豆の事故を受けての国、県の指導でございいますが、もちろん国のほうからは文書等で県を通じてありましたし、県においても説明会がありました。

ただ、内容といたしましては、今まで決められた電気柵の運用について、指定されていることを遵守することということが主な内容でございます。詳しく言いますと、電気柵の……。

○3番（美馬友子君） いいです、次の質問にしとんで続いてお願ひしたいと思います。言うてください。

○産業交流課長（野上武典君） 電気柵を設置するための法的規制なんですが、電気事業法関連の法令等により規制されております。電気柵を設置してよい場所としましては、田畑、牧場、その他これに類する場所。動物園といったようなところでございます。

それから、この目的としましては、野獣、有害鳥獣等の侵入の防止、それから反対に放牧場では家畜の逸脱、脱出を防止する、こういったための施設でございます。その施設に対しては、絶縁性がないことを考慮して、感電または火災のおそれのないように設置することが求められております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） 法的設置方法は、電氣的なことで看板を設置するとか、そういうのではないということやね。はい、わかりました。

○産業交流課長（野上武典君） いや、失礼しました。あります。

○議長（国清一治君） 野上産業交流課長。

○産業交流課長（野上武典君） 失礼しました。言葉足らずでございましたが、電気柵を設置するに際しては、危険である旨の表示、それから出力電流が制限される電気柵用の電源装置を使用、それから漏電遮断機を設置する。このあたりが、西伊豆の事故を招いたところで、何か漏電遮断機等がついていなかったと。それから、家庭用電源をそのまま使用していたと、そういったところでなかろうかと思えます。それから、専用の開閉器、スイッチを設置することと、そういった規制がございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） この法的設置方法が、町の補助金で電気柵たくさん勝浦町でもつけていると思うんですが、その方たちはしっかりとこのことが守られていると思うんですが、県が実施した電気柵の実態調査の結果が、既に8月11日の新聞で発表されておりましたが、91カ所で不備とありましたが、勝浦町で設置されている電気柵の問題はなかったのでしょうか。

○議長（国清一治君） 野上産業交流課長。

○産業交流課長（野上武典君） 勝浦町の場合、過去5年間、23年から27年度の現在までの間ですが、防護柵の設置件数67件で、そのうち電気柵を設置しているものが19件ございます。ただ、申請を受け付けて補助金を支出しているわけですが、先ほど申しましたようなことが守られているかどうかということを確認しまして、補助金を支出するというふうにしておりますので、勝浦町の場合は補助金の届け出があるものに関しましては守られているというふうに聞いております。また、町内でそういった違法の防護柵っていうのを今まで見つかったというようなことは、まだ聞いておりません。

以上です。

○議長（国清一治君） 3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） 19件の申請があつて、電気柵をして、これ以外の電気柵を個人がしているというところは、勝浦町にはないということですか。

○議長（国清一治君） 野上産業交流課長。

○産業交流課長（野上武典君） 勝浦町の産業交流課での把握はないということで。

○議長（国清一治君） 3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） 町内を巡回されたって、勝浦町は安全だったということですが、この地区は本当特例だったと思うんですけど、安全対策を見直すきっかけにもなったし、私たち、子供たち、孫が今夏休み中なんですけど、この電気柵を見たり、青い線を見たら近づかないとか、触れたらいかんよということをしつかりと教えていかないかんのですが、そういう今後の安全対策とか管理体制は、この事故によって変わるやということはないんですか。

○議長（国清一治君） 野上産業交流課長。

○産業交流課長（野上武典君） 今、今後の申請を受け付けして設置する方に対しては、簡単にそういった防護柵に近寄れるような場所については、先ほど言いましたような看板の設置、わかりやすい看板の設置というのを求めていくとともに、申請地の法的な規制に関して必ず遵守するよということ、申請時にお願いするということに指導を強めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） もう本当に夏休み中なんで、子供がこういった事故に遭わないようにしてもらいたいと思います。

鳥獣被害防止策は、喫緊の課題ですが、柵の安全を怠ったために事故に遭う、ましてや設置した人がこの間亡くなったというつらいことも起こっておりますので、やっぱり安全な使用方法の周知も徹底して行ってほしいのと、定期的な巡回とか指導を行ってほしいなと思います。

以上です。

○議長（国清一治君） 町民の声に対する質問、関連質問受けよったと思うんですが、関連質問ございましたら。

5番松田議員。

○5番（松田貴志君） 6番議員節議員の質問に対する関連質問をさせていただきます。

産業交流課長にお尋ねしますが、商品券について、先ほどの説明ではJAとの話は今回についてはちょっと時間的に難しいとの説明があったと思います。しかしながら、今回県、この春に発行された県の商品券については、商工会に加盟してなくても

登録ができた。さらに言えば、登録料も要らなかった。さらに、換金手数料も要らないとのことでした。ここで、1点確認なんですけど、今回町の発行する分について、登録料、さらに換金手数料はどのようにしようと考えていますか。

○議長（国清一治君） 野上産業交流課長。

○産業交流課長（野上武典君） 商品券の発行自体の事業につきましては、商工会が行うということになっております。

町から従来どおりの運用でということで協議はしたわけですが、県の場合は県が事業主体で商工会連合会がこの事業を委託を受けて事業説明をするというふうになっておりまして、今回町の場合は今までどおり商工会が事業主体となっていく。町のほうの補助要綱の中では、そこまでの事業実施主体に加盟店の登録料を取って、これは商工会への加入のための会費のことでございます。商工会の会員であれば、町のプレミアム商品券の加盟店になることは、特にお金は要らないと聞いております。ただ、使用料にいたしましては、今まで1%程度商工会も取っているというふうに聞いております。

町からの補助金も行くわけではございますが、今回商品券の図柄も一新する、それから使用期間が5カ月間、補助金も町からもらっている補助金も国の補助があるということで、期間厳守はしていただければならないというようなことで、事務内容につきましても、いろいろ煩雑で経費もかかっているということで、この1%については従来どおり商工会のほうで委託というふうに聞いております。これについても、町は了解はいたしました。

J Aにつきましては、まずJ Aのほうから商工会への加盟ということが必要になってくるんじゃないかと思う。そこが、できればプレミアム商品券への加盟店として利用されることは可能になってくるという。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 5番松田議員。

○5番（松田貴志君） そもそもなんですけど、今回県が先行して春にいわゆる同じプレミアムで出したでしょう。それで、その2割で、さらに手数料要らないということで、登録店舗が昨年から格段にふえたんですよね。イコール、私たち消費者もそれだけいろんなところで買える、選択肢もふえたんですよ。すっごく便利だったんですよ。

ね。

それを考えたら、町も今回委託するに当たって、何でそれができなかったのかなという部分。商工会に委託するんやったら、委託する側からしっかりとその旨、ほんで今回特に地方創生の消費喚起型として、地域の商品をどんどん盛り上げてください、底上げしてくださいという名目でいただいている補助金と思うんですよ。交付金と思うんですよ。

それやったら、もういろいろな住民が満遍なく利用できるようにするんだったら、私今から無理と思いますけど、もし可能ならばちょっと追求してほしいんです。商工会に加盟せんでも、登録店として認められるようにできませんか、県がしたように。それって、可能と思うんですよ。無理に商工会に入ってなくても、その店舗が勝浦町に存在しといて、同じだけの、言うたら行政サービス受けるだけの権利はあると思うんですよ。なので、商工会に入ることによってメリットを享受できない小規模事業者の方は、なかなか商工会に入るまでの一步を踏み出せない状況なんですよ。それやったら、今回もうちょっと枠を広げて、商工会に入らなくても登録してくださいという部分にして、ちょっとでも経営の規模っていうか、経営の足元を固めて売り上げ伸ばしてもらうて、それから商工会加盟につなげるような方向のほうが、これから勝浦町の商工業者にとってはずっとええんでないのかな。さらに、私たち消費者にとつたら、もう具体的に言うたらあっちのスーパーで使えても、こっちのスーパーで使えないという例があるんですよ。それも勝浦町数少ないスーパーの中でですよ。この4月の商品券のときも、使えないスーパーの店主には、私商工会に入ってなくても使えますよって、登録できますよっていうことを言うたんですよ。ほなけど、ちょっとやっぱりその店主の人は、商工会に入っていないっていうことが、ちょっと後ろめたい部分があって、登録を見合わせたんですけども、その枠を取っ払って、やっぱり町内全部の商店主が登録できるような形に、ちょっと今からでもできないかなって。これは、ちょっと今課長に言うんもあれやけん、ちょっと町長のほうからもしご意見いただければ、前向きな答弁いただければうれしいんですけども、いかがでしょうか、どうですか。

○議長（国清一治君） 答弁者の指名は、この件はないんですが、町長大丈夫ですか。

○町長（中田丑五郎君） いやいや、ほなけん検討……。

○産業交流課長（野上武典君） ちょっと今からは。

○町長（中田丑五郎君） 難しい。余りええ答弁ができませんが。約束しといてもできん話になってしまうけん、事前協議してない。

○5番（松田貴志君） これが町としての方針だということを言ってくれたら。

○町長（中田丑五郎君） だけん、そういう答弁をするだけでな、協議しとらんけん、今直ちについていう話には。

○5番（松田貴志君） ほな課長、現状だけお願いします。

○議長（国清一治君） 野上産業交流課長。

○産業交流課長（野上武典君） 町としましては、商工業の執行に関しまして、商工会を中心として当たっているというところでございます。プレミアム商品券につきましても、一番初め、今議長になられております国清議長が職員の時代に始められたというふうに聞いて、長きにわたって運用されてきた制度でございます。これにいたしまして、ちょっと今すぐに商工会からそれを町が事業主体になって、あるいは商工会に今までのやり方を変えてということは、今回はちょっと難しいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 5番松田議員。

○5番（松田貴志君） そのものの原資が町費だったら、そこらあたり、さらに言えば今回国費で交付金いただいでるでしょう。県も前例で実施しているのに、何でそういう発想に結びつかなかったのかという部分は、ごっつい悲しいんで私自身。当たり前のように感じていた部分が商工会加盟せんかったら登録店舗できんかったっていうのは、やっぱり行政にしても住民のことをほんまに考えとんやったらひらめくというか、普通は考えつく話と思いますし、私以前から商工会の活動自体、この議会において疑問を呈してまいりました。やっぱり、商工会やっても町内の商工業者の下支え、サポートする立場として、損した部分も歩み寄って、少しでも町内の商工業者、またその消費者がしっかりと町内でお金を使ってもらえるような環境を整えていく。

先ほど、節議員やって増額はできないかと言いよったんやけど、そこらあたりも踏まえて増額をして、ほんで最後の1円までの町の商品券を町内で消費してもらえる環

境に近づけるためにも、今回これはやるべきことなかなと私は思いますので、もうこれは要望でとどめておきます。ほんで、これからはもう必ずこういう方向でできるようにしてほしいなと思いますのでよろしくお願いします。

以上です。

○議長（国清一治君） 他に関連質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 以上で町民の声に対する質問は終わりました。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、日程第6、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については原案のとおり派遣することに決定をいたしました。

以上、8月会議の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて散会をいたします。

お疲れさまでございました。

午前11時28分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員